

第234期中（平成20年9月30日現在） 中間貸借対照表

（単位：百万円）

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|---------------|-----------|---------------|-----------|
| (資産の部) | | (負債の部) | |
| 現金預け金 | 47,841 | 預 金 | 2,004,809 |
| コールローン | 40,000 | 譲渡性預金 | 74,705 |
| 買現先勘定 | — | コールマネー | 37,428 |
| 債券貸借取引支払保証金 | — | 売現先勘定 | — |
| 買入手形 | — | 債券貸借取引受入担保金 | 2,110 |
| 買入金銭債権 | 0 | 売渡手形 | — |
| 商品有価証券 | 202 | コマースヤル・ペーパー | — |
| 金銭の信託 | 16,424 | 借 用 金 | 13,922 |
| 有価証券 | 851,341 | 外国為替 | 14 |
| 貸出金 | 1,275,085 | 短期社債 | — |
| 外国為替 | 3,945 | 社債 | 8,000 |
| その他資産 | 7,111 | 新株予約権付社債 | — |
| 有形固定資産 | 44,133 | その他負債 | 12,903 |
| 無形固定資産 | 5,979 | 未払法人税等 | 213 |
| 繰延税金資産 | 25,335 | リース債務 | 182 |
| 再評価に係る繰延税金資産 | — | その他の負債 | 12,508 |
| 支払承諾見返 | 10,892 | 賞与引当金 | — |
| 貸倒引当金 | △ 37,514 | 役員賞与引当金 | — |
| 投資損失引当金 | △ 806 | 退職給付引当金 | 9,939 |
| | | 役員退職慰労引当金 | — |
| | | 睡眠預金払戻引当金 | 142 |
| | | 偶発損失引当金 | 3,709 |
| | | 特別法上の引当金 | — |
| | | 繰延税金負債 | — |
| | | 再評価に係る繰延税金負債 | 8,678 |
| | | 負ののれん | — |
| | | 支払承諾 | 10,892 |
| | | 負債の部合計 | 2,187,257 |
| | | (純資産の部) | |
| | | 資 本 金 | 24,404 |
| | | 新株式申込証拠金 | — |
| | | 資 本 剰 余 金 | 20,312 |
| | | 資 本 準 備 金 | 19,914 |
| | | その他資本剰余金 | 397 |
| | | 利 益 剰 余 金 | 52,828 |
| | | 利 益 準 備 金 | 7,531 |
| | | その他利益剰余金 | 45,296 |
| | | 別 途 積 立 金 | 54,750 |
| | | 固定資産圧縮積立金 | 135 |
| | | 土地特別積立金 | 158 |
| | | 繰越利益剰余金 | △ 9,747 |
| | | 自 己 株 式 | △ 1,386 |
| | | 自己株式申込証拠金 | — |
| | | 株 主 資 本 合 計 | 96,158 |
| | | その他有価証券評価差額金 | △ 4,081 |
| | | 繰延ヘッジ損益 | △ 266 |
| | | 土地再評価差額金 | 10,904 |
| | | 評価・換算差額等合計 | 6,557 |
| | | 新 株 予 約 権 | — |
| | | 純 資 産 の 部 合 計 | 102,715 |
| 資 産 の 部 合 計 | 2,289,973 | 負債及び純資産の部合計 | 2,289,973 |
| 貸出金のうち金融機関貸付金 | — 百万円 | 借入金のうち金融機関借入金 | — 百万円 |

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 | 額 |
|---------------|-----------|--------|
| 経 常 収 益 | | 27,763 |
| 資金運用収益 | 22,110 | |
| (うち貸出金利息) | (15,641) | |
| (うち有価証券利息配当金) | (6,359) | |
| 役務取引等収益 | 3,427 | |
| その他業務収益 | 623 | |
| その他経常収益 | 1,603 | |
| 経 常 費 用 | | 36,445 |
| 資金調達費用 | 3,889 | |
| (うち預金利息) | (2,915) | |
| 役務取引等費用 | 1,590 | |
| その他業務費用 | 2,713 | |
| 営業経費用 | 14,459 | |
| その他経常費用 | 13,793 | |
| 経 常 損 失 | | 8,681 |
| 特 別 利 益 | | 99 |
| 特 別 損 失 | | 74 |
| 税引前中間純損失 | | 8,656 |
| 法人税、住民税及び事業税 | | 124 |
| 法人税等調整額 | | 2,262 |
| 中 間 純 損 失 | | 11,043 |

第234期中 (平成20年 4月 1日から
平成20年 9月30日まで) 中間株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

| | 株 主 資 本 | | | | | | | | | | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 | | | | | 新株予約権 | 純資産 合計 | |
|---------------------------------------|---------|-----------|--------------|-------------|-----------|---------------|-------------|-------------|-------------|----------|-----------------|----------------------|-------------|--------------|----------------|---------|-----------|-----------|
| | 資本金 | 資 本 剰 余 金 | | | 利 益 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 | | | | 自己株式 | 株主資本 合計 | その他有価 証券評価差 額金 | 繰延ヘッジ 損益 | 土地再評価 差額金 | 評価・換算 差額等合計 | | | |
| | | 資本準備金 | その他 資本剰余金 | 資本剰余金 合計 | | 利益準備金 | そ の 他 | 利 益 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 | | | | | | | | | 利 益 剰 余 金 |
| | | | | | 別途積立金 | 固定資産 圧縮積立金 | 土地特別 積立金 | 繰越利益 剰余金 | 利益剰余金 合計 | | | | | | | | | |
| 直前事業年度末 残高 | 24,404 | 19,914 | 399 | 20,314 | 7,531 | 54,750 | 135 | 158 | 1,737 | 64,313 | △ 1,376 | 107,655 | △ 2,457 | △ 554 | 10,908 | 7,896 | - | 115,552 |
| 中間会計期間中 の変動額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 新株の発行 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 剰余金の配当 | - | - | - | - | - | - | - | - | △ 445 | △ 445 | - | △ 445 | - | - | - | - | - | △ 445 |
| 中間純利益 | - | - | - | - | - | - | - | - | △ 11,043 | △ 11,043 | - | △ 11,043 | - | - | - | - | - | △ 11,043 |
| 自己株式 の取得 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | △ 14 | △ 14 | - | - | - | - | - | △ 14 |
| 自己株式 の処分 | - | - | △ 2 | △ 2 | - | - | - | - | - | - | 4 | 2 | - | - | - | - | - | 2 |
| 土地再評価差 額金の取崩 | - | - | - | - | - | - | - | - | 3 | 3 | - | 3 | - | - | - | - | - | 3 |
| 別途積立金の 積立 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 株主資本以外の 項目の中間会計 期間中の変動額 (純額) | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | △ 1,623 | 288 | △ 3 | △ 1,339 | - | △ 1,339 |
| 中間会計期間中 の変動額合計 | - | - | △ 2 | △ 2 | - | - | - | - | △ 11,485 | △ 11,485 | △ 10 | △ 11,497 | △ 1,623 | 288 | △ 3 | △ 1,339 | - | △ 12,836 |
| 中間会計期間末 残高 | 24,404 | 19,914 | 397 | 20,312 | 7,531 | 54,750 | 135 | 158 | △ 9,747 | 52,828 | △ 1,386 | 96,158 | △ 4,081 | △ 266 | 10,904 | 6,557 | - | 102,715 |

個別注記表

注 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(追加情報)

従来、変動利付国債については、市場価格に基づき評価を行ってまいりましたが、「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第25号 平成20年10月28日)が公表されたことを契機に、最近の金融市場の状況を勘案した結果、実際の売買事例が極めて少なく、また売手と買手の希望する価格差が著しいことから、当中間期末は市場価格を時価とみなせない状況にあると判断し、合理的に算定された価額により評価しております。

これにより、市場価格によった場合に比べ、「有価証券」が5,918百万円増加、「繰延税金資産」が2,392百万円減少、「その他有価証券評価差額金」並びに「純資産合計」がそれぞれ3,525百万円増加しております。

(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

有形固定資産は、定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 19年～50年

そ の 他 3年～20年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産については、定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のは零としております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び

保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額から担保評価額等を控除した純与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法。以下「DCF法」という。）により引き当てております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は19,016百万円であります。

(追加情報)

当中間期より、平成15年2月24日に公表された日本公認会計士協会「銀行等金融機関において貸倒引当金の計上方法としてキャッシュ・フロー見積法（DCF法）が採用されている場合の監査上の留意事項」等の趣旨を踏まえ、貸出条件緩和債権等を有する債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権についてDCF法を適用したことに伴い、経常損失及び税引前中間純損失は従来の方法によった場合に比べ、661百万円増加しております。

(2) 投資損失引当金

投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

| | |
|----------|---|
| 過去勤務債務 | その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(3年)による定額法により損益処理 |
| 数理計算上の差異 | 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌期から費用処理 |

(4) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、業務上発生する可能性のある偶発損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。

(5) 睡眠預金払戻引当金

睡眠預金払戻引当金は、利益計上を行った睡眠預金の払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績を勘案して必要と認められる額を計上しております。

(追加情報)

従来、利益計上した睡眠預金の預金者への払戻は、払戻時の費用として処理しておりましたが、前事業年度の下期より、合理的な引当額を正確に算出する十分な体制が整いましたので、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日)を適用し、過去の払戻実績を勘案して必要と認められる額を計上する方法に変更しております。

なお、前中間期においては、合理的な引当額を正確に算出する十分な体制が整っていなかったため従来の方法によっており、前中間期は従来の方法によっているため、当中間期と同一の方法によった場合と比較して経常費用は206百万円少なく計上されており、経常利益、税引前中間純利益は206百万円多

く表示しております。

6. 外貨建て資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成 20 年 4 月 1 日以前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

8. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 24 号。以下「業種別監査委員会報告第 24 号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

また、当中間期末の中間貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 15 号）を適用して実施してございました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成 15 年度から 7 年間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。

なお、当中間期末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は 77 百万円(税効果額控除前)であります。なお、繰延ヘッジ利益はありません。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 25 号）に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び資金関連スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建その他有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして時価ヘッジを適用しております。

9. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間期の費用に計上しております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

(リース取引に関する会計基準)

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第 13 号平成 19 年 3 月 30 日）及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 16 号同前）が平成 20 年 4 月 1 日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間期から同会計基準及び適用指針を適用しております。

これにより、従来の方法に比べ、「有形固定資産」中のリース資産は 173 百万円、「その他負債」中のリー

ス債務は182百万円増加しております。
なお、損益に与える影響はありません。

表示方法の変更

(中間貸借対照表関係)

「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第44号平成20年7月11日)により改正され、平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間期から「その他負債」中の「未払法人税等」、「リース債務」及び「その他の負債」を内訳表示しております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資額総額 930百万円
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は6,352百万円、延滞債権額は52,165百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は530百万円であります。
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は15,801百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は74,849百万円であります。
なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は11,879百万円であります。
7. 担保に供している資産は次のとおりであります。
担保に供している資産
有価証券 161,880百万円
担保資産に対応する債務
預金 10,986百万円
コールマネー 19,000百万円
債券貸借取引受入担保金 2,110百万円
上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券47,104百万円を差し入れております。
また、その他資産のうち保証金は609百万円あります。
8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、379,951百万円あります。このうち原契約期間

が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが378,180百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法上の路線価等に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出。

10. 有形固定資産の減価償却累計額 36,483百万円
11. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金7,000百万円が含まれております。
12. 社債には、劣後特約付社債8,000百万円が含まれております。
13. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は3,530百万円であります。
14. 1株当たりの純資産額 576円61銭

(中間損益計算書関係)

1. 「その他経常収益」には、株式等売却益1,142百万円を含んでおります。
2. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額7,825百万円、株式等償却2,834百万円を含んでおります。
3. 1株当たり中間純損失金額 61円99銭
4. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、当中間期は純損失が計上されているので、記載していません。
5. 継続的な地価の下落等により投資額の回収が見込めなくなったことに伴い、「減損損失」として特別損失に6百万円を計上しております。

(中間株主資本等変動計算書関係)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

| | 前事業年度末 株式数 | 当中間会計期 間増加株式数 | 当中間会計期 間減少株式数 | 当中間会計期 間末株式数 | 摘要 |
|------|---------------|------------------|------------------|-----------------|-----|
| 自己株式 | | | | | |
| 普通株式 | 2,549 | 42 | 9 | 2,582 | (注) |
| 合計 | 2,549 | 42 | 9 | 2,582 | |

(注) 変動理由の概要

増加株式数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加 42千株

減少株式数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買増しによる減少 9千株

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成20年9月30日現在）

| | 中間貸借対照表 計上額(百万円) | 時価 (百万円) | 差額 (百万円) |
|------|---------------------|-------------|-------------|
| 国債 | 42,111 | 42,626 | 514 |
| 地方債 | — | — | — |
| 短期社債 | — | — | — |
| 社債 | 49,763 | 49,623 | △140 |
| その他 | — | — | — |
| 合計 | 91,874 | 92,249 | 374 |

(注) 時価は、当中間期末日における市場価格等に基づいております。

2. その他有価証券で時価のあるもの（平成20年9月30日現在）

| | 取得原価 (百万円) | 中間貸借対照表 計上額 (百万円) | 評価差額 (百万円) |
|------|---------------|----------------------|---------------|
| 株式 | 40,702 | 40,449 | △253 |
| 債券 | 583,177 | 584,834 | 1,656 |
| 国債 | 314,858 | 316,673 | 1,814 |
| 地方債 | 106,564 | 107,133 | 568 |
| 短期社債 | — | — | — |
| 社債 | 161,754 | 161,028 | △726 |
| その他 | 135,585 | 127,329 | △8,255 |
| 外国債券 | 92,266 | 88,565 | △3,700 |
| その他 | 43,318 | 38,764 | △4,554 |
| 合計 | 759,465 | 752,613 | △6,851 |

(注) 1. 中間貸借対照表計上額は、当中間期末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. 従来、変動利付国債については、市場価格に基づき評価を行っておりましたが、「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第25号 平成20年10月28日)が公表されたことを契機に、最近の金融市場の状況を勘案した結果、実際の売買事例が極めて少なく、また売手と買手の希望する価格差が著しいことから、当中間期末は市場価格を時価とみなせない状況にあると判断し、合理的に算定された価額により評価しております。

これにより、市場価格によった場合に比べ、国債の中間貸借対照表計上額は5,918百万円、評価差額は5,918百万円それぞれ増加しております。

3. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間期の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当中間期における減損処理額は、その他有価証券で時価のある株式について2,832百万円、その他有価証券で時価のない株式について2百万円、その他の証券について1,498百万円、合計で4,332百万円であります。

また、時価が「著しく下落し、回復する見込みがあると認められない」と判断するための基準は以下のとおりであります。

①時価のある有価証券は、中間期末日における時価が30%以上下落している場合

②時価のない株式は、1株当たり純資産額が50%以上下落している場合

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間貸借対照表計上額（平成20年9月30日現在）

| 内 容 | 金 額（百万円） |
|--------------------------|--------------|
| 満期保有目的の債券 私募事業債 | 4,000 |
| その他有価証券 非上場株式 出資証券 | 1,517 404 |

（金銭の信託関係）

1. 満期保有目的の金銭の信託（平成20年9月30日現在）
該当事項はありません。
2. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成20年9月30日現在）
該当事項はありません。

（税効果会計関係）

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

| | |
|-------------------|--------------------|
| 繰延税金資産 | |
| 貸倒引当金損金算入限度額超過額 | 21,251 百万円 |
| 退職給付引当金損金算入限度額超過額 | 4,018 百万円 |
| 減価償却損金算入限度額超過額 | 795 百万円 |
| その他 | <u>9,040 百万円</u> |
| 繰延税金資産小計 | 35,105 百万円 |
| 評価性引当金 | <u>△ 8,538 百万円</u> |
| 繰延税金資産合計 | 26,567 百万円 |
| 繰延税金負債 | |
| 固定資産圧縮積立額 | △ 94 百万円 |
| その他有価証券評価差額金 | <u>△ 1,137 百万円</u> |
| 繰延税金負債合計 | △ 1,232 百万円 |
| 繰延税金資産の純額 | <u>25,335 百万円</u> |

（ストック・オプション等関係）

1. スtock・オプションにかかる当中間期における費用計上はありません。
2. 当中間期に付与したストック・オプションはありません。

（自己資本比率関係）

国内基準に係る単体自己資本比率 10.31 %

第234期中 (平成20年 9月30日現在) 中間連結貸借対照表

(単位:百万円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|----------------|-----------|-----------------------|-----------|
| (資 産 の 部) | | (負 債 の 部) | |
| 現 金 預 け 金 | 47,999 | 預 金 | 1,999,056 |
| コールローン及び買入手形 | 40,000 | 譲 渡 性 預 金 | 74,705 |
| 買 現 先 勘 定 | — | コールマネー及び売渡手形 | 37,428 |
| 債券貸借取引支払保証金 | — | 売 現 先 勘 定 | — |
| 買 入 金 銭 債 権 | 0 | 債券貸借取引受入担保金 | 2,110 |
| 特 定 取 引 資 産 | — | コマーシャル・ペーパー | — |
| 商 品 有 価 証 券 | 202 | 特 定 取 引 負 債 | — |
| 金 銭 の 信 託 | 16,424 | 借 用 金 | 22,103 |
| 有 価 証 券 | 851,268 | 外 国 為 替 | 14 |
| 貸 出 金 | 1,274,779 | 短 期 社 債 | — |
| 外 国 為 替 | 3,945 | 社 債 | 8,000 |
| リース債権及びリース投資資産 | 12,404 | 新 株 予 約 権 付 社 債 | — |
| そ の 他 資 産 | 9,734 | そ の 他 負 債 | 21,145 |
| 有 形 固 定 資 産 | 46,180 | 賞 与 引 当 金 | — |
| 無 形 固 定 資 産 | 6,116 | 役 員 賞 与 引 当 金 | — |
| 繰 延 税 金 資 産 | 26,094 | 退 職 給 付 引 当 金 | 10,156 |
| 再評価に係る繰延税金資産 | — | 役 員 退 職 慰 労 引 当 金 | — |
| 支 払 承 諾 見 返 | 11,474 | 利 息 返 還 損 失 引 当 金 | 149 |
| 貸 倒 引 当 金 | △ 42,569 | 偶 発 損 失 引 当 金 | 3,709 |
| 投 資 損 失 引 当 金 | — | 睡 眠 預 金 払 戻 引 当 金 | 142 |
| | | 特 別 法 上 の 引 当 金 | — |
| | | 繰 延 税 金 負 債 | 69 |
| | | 再評価に係る繰延税金負債 | 8,678 |
| | | 負 の の れ ん | — |
| | | 支 払 承 諾 | 11,474 |
| | | 負 債 の 部 合 計 | 2,198,945 |
| | | (純 資 産 の 部) | |
| | | 資 本 金 | 24,404 |
| | | 新 株 式 申 込 証 拠 金 | — |
| | | 資 本 剰 余 金 | 20,305 |
| | | 利 益 剰 余 金 | 53,829 |
| | | 自 己 株 式 | △ 1,386 |
| | | 自 己 株 式 申 込 証 拠 金 | — |
| | | 株 主 資 本 合 計 | 97,153 |
| | | その他有価証券評価差額金 | △ 4,080 |
| | | 繰 延 ヘ ッ ジ 損 益 | △ 266 |
| | | 土 地 再 評 価 差 額 金 | 10,884 |
| | | 為 替 換 算 調 整 勘 定 | — |
| | | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計 | 6,537 |
| | | 新 株 予 約 権 | — |
| | | 少 数 株 主 持 分 | 1,417 |
| | | 純 資 産 の 部 合 計 | 105,108 |
| 資 産 の 部 合 計 | 2,304,053 | 負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計 | 2,304,053 |

第234期中

〔平成20年4月 1日から
平成20年9月30日まで〕

中間連結損益計算書

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 |
|---------------|------------|
| 経 常 収 益 | 30,806 |
| 資 金 運 用 収 益 | 22,274 |
| (うち貸出金利息) | (15,801) |
| (うち有価証券利息配当金) | (6,363) |
| 役 務 取 引 等 収 益 | 3,725 |
| 特 定 取 引 収 益 | — |
| そ の 他 業 務 収 益 | 3,211 |
| そ の 他 経 常 収 益 | 1,595 |
| 経 常 費 用 | 39,306 |
| 資 金 調 達 費 用 | 3,956 |
| (うち預金利息) | (2,906) |
| 役 務 取 引 等 費 用 | 1,365 |
| 特 定 取 引 費 用 | — |
| そ の 他 業 務 費 用 | 2,713 |
| 営 業 経 費 | 17,271 |
| そ の 他 経 常 費 用 | 14,000 |
| 経 常 損 失 | 8,499 |
| 特 別 利 益 | 108 |
| 特 別 損 失 | 370 |
| 税金等調整前中間純損失 | 8,762 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 177 |
| 法人税等調整額 | 2,262 |
| 少数株主損失 | 162 |
| 中間純損失 | 11,039 |

第234期中〔平成20年 4月 1日から
平成20年 9月30日まで〕 中間連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

| | 株 主 資 本 | | | | | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 | | | | | 新株予約権 | 少数株主 持分 | 純資産合計 |
|---|---------|--------|----------|---------|------------|----------------------|-------------|--------------|--------------|----------------|-------|------------|----------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自己株式 | 株主資本 合計 | その他有価 証券評価差 額金 | 繰延ヘッジ 損益 | 土地再評価 差額金 | 為替換算 調整勘定 | 評価・換算 差額等合計 | | | |
| 直前連結会計年 度末残高 | 24,404 | 20,307 | 65,311 | △ 1,376 | 108,646 | △ 2,456 | △ 554 | 10,887 | — | 7,877 | — | 1,585 | 118,109 |
| 中間連結会計期 間中の変動額 | | | | | | | | | | | | | |
| 新株の発行 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 剰余金の配当 | — | — | △ 445 | — | △ 445 | — | — | — | — | — | — | — | △ 445 |
| 中間純利益 | — | — | △ 11,039 | — | △ 11,039 | — | — | — | — | — | — | — | △ 11,039 |
| 自己株式 の取得 | — | — | — | △ 14 | △ 14 | — | — | — | — | — | — | — | △ 14 |
| 自己株式 の処分 | — | △ 2 | — | 4 | 2 | — | — | — | — | — | — | — | 2 |
| 土地再評価差 額金の取崩 | — | — | 3 | — | 3 | — | — | — | — | — | — | — | 3 |
| 株主資本以外の 項目の中間連結 会計期間中の変 動額(純額) | — | — | — | — | — | △ 1,623 | 288 | △ 3 | — | △ 1,339 | — | △ 167 | △ 1,507 |
| 中間連結会計期 間中の変動額合 計 | — | △ 2 | △ 11,481 | △ 10 | △ 11,493 | △ 1,623 | 288 | △ 3 | — | △ 1,339 | — | △ 167 | △ 13,000 |
| 中間連結会計 期間末残高 | 24,404 | 20,305 | 53,829 | △ 1,386 | 97,153 | △ 4,080 | △ 266 | 10,884 | — | 6,537 | — | 1,417 | 105,108 |

中間連結財務諸表

1 中間連結財務諸表の作成方針

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結される子会社及び子法人等 7社

会社名

- ・ 十八総合リース（株）
- ・ 十八ビジネスサービス（株）
- ・ 長崎保証サービス（株）
- ・ （株）十八カード
- ・ 十八キャピタル（株）
- ・ 十八ソフトウェア（株）
- ・ （株）長崎経済研究所

② 非連結の子会社及び子法人等 1社

会社名

- ・ 十八キャピタル投資事業有限責任組合長崎1号

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、中間純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等

該当事項はありません。

② 持分法適用の関連法人等

該当事項はありません。

③ 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等 1社

会社名

- ・ 十八キャピタル投資事業有限責任組合長崎1号

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等は、中間純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

④ 持分法非適用の関連法人等

該当事項はありません。

(3) 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の中間決算日は、すべて9月末日であります。

連結注記表

注 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

会計処理基準に関する事項

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の非連結子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(追加情報)

従来、変動利付国債については、市場価格に基づき評価を行ってまいりましたが、「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第25号 平成20年10月28日)が公表されたことを契機に、最近の金融市場の状況を勘案した結果、実際の売買事例が極めて少なく、また売手と買手の希望する価格差が著しいことから、当中間連結会計期間末は市場価格を時価とみなせない状況にあると判断し、合理的に算定された価額により評価しております。

これにより、市場価格によった場合に比べ、「有価証券」が5,918百万円増加、「繰延税金資産」が2,392百万円減少、「その他有価証券評価差額金」並びに「純資産合計」がそれぞれ3,525百万円増加しております。

(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

当行の有形固定資産は、定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

| | |
|-------|---------|
| 建 物 | 19年～50年 |
| そ の 他 | 3年～20年 |

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産については、定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書き

に記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

なお、貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額から担保評価額等を控除した純与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法。以下「DCF法」という。）により引き当てております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は19,016百万円であります。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、上記に準じた方法により引き当てております。

(追加情報)

当中間連結会計期間より、平成15年2月24日に公表された日本公認会計士協会「銀行等金融機関において貸倒引当金の計上方法としてキャッシュ・フロー見積法（DCF法）が採用されている場合の監査上の留意事項」等の趣旨を踏まえ、貸出条件緩和債権等を有する債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権についてDCF法を適用したことに伴い、経常損失及び税金等調整前中間純損失は従来の方法によった場合に比べ、661百万円増加しております。

6. 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

| | |
|----------|--|
| 過去勤務債務 | その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(3年)による定額法により損益処理 |
| 数理計算上の差異 | 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理 |

7. 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、業務上発生する可能性のある偶発損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。

8. 睡眠預金払戻引当金の計上基準

睡眠預金払戻引当金は、利益計上を行った睡眠預金の払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績を勘案して必要と認められる額を計上しております。

(追加情報)

従来、利益計上した睡眠預金の預金者への払戻は、払戻時の費用として処理しておりましたが、前連結会計年度の下期より、合理的な引当額を正確に算出する十分な体制が整いましたので、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日)を適用し、過去の払戻実績を勘案して必要と認められる額を計上する方法に変更しております。

なお、前中間連結会計期間においては、合理的な引当額を正確に算出する十分な体制が整っていなかつ

たので従来の方法によっており、前中間連結会計期間は従来の方法によっているため、当中間連結会計期間と同一の方法によった場合と比較して経常費用は206百万円少なく計上されており、経常利益、税金等調整前中間純利益は206百万円多く表示しております。

9. 利息返還損失引当金の計上基準

利息返還損失引当金は、利息制限法の上限金利を超過する貸付金利息等の返還請求に備えるため必要な額を計上しております。

10. 外貨建資産・負債の換算基準

当行の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

連結される子会社及び子法人等については、該当事項はありません。

11. リース取引の処理方法

(借手側)

当行並びに連結される子会社及び子法人等の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

(貸手側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に準じた会計処理によっておりますが、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属する所有権移転外ファイナンス・リース取引については、「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号平成19年3月30日)第81項に基づき、前連結会計年度末における固定資産の適正な帳簿価額(減価償却累計額控除後)をリース投資資産の期首帳簿価額として計上しており、利息相当額については、その総額を残存リース期間中の各期に定額で配分しております。なお、同適用指針第80項を適用した場合に比べ、税金等調整前中間純損失は584百万円多く計上されております。

12. リース取引の収益及び費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準はリース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

13. 重要なヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

また、当中間連結会計期間末の中間連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施しておりました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成15年度から7年間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。

なお、当中間連結会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は77百万円(税効果額控除前)であります。なお、繰延ヘッジ利益はありません。

連結される子会社及び子法人等については、該当事項はありません。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会

報告第 25 号)に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び資金関連スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建その他有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして時価ヘッジを適用しております。

連結される子会社及び子法人等については、該当事項はありません。

14. 消費税等の会計処理

当行並びに連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

(リース取引に関する会計基準)

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第 13 号平成 19 年 3 月 30 日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 16 号同前)が平成 20 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同会計基準及び適用指針を適用しております。

これにより、従来の方法に比べ、「その他資産」中のリース資産が 10,587 百万円減少し、「リース債権及びリース投資資産」が 12,404 百万円増加、「その他負債」中のリース債務が 2,210 百万円増加しております。また、営業経費は 269 百万円増加し、経常損失及び税金等調整前中間純損失はそれぞれ 269 百万円増加しております。

また、「リース取引に関する会計基準」及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」の適用に伴い、過年度に実施したリース債権の流動化取引については金融取引から売買処理へと変更しております。これにより、従来の方法に比べ、経常収益は 390 百万円、経常費用は 384 百万円それぞれ減少し、経常損失は 5 百万円増加、税金等調整前中間純損失は 2 百万円減少しております。

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の出資額総額(連結子会社及び連結子法人等の出資額を除く) 46 百万円
2. 貸出金及びその他資産(以下「貸出金等」という。)のうち、破綻先債権額は 7,884 百万円、延滞債権額は 54,724 百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金等(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金等」という。)のうち、法人税法施行令(昭和 40 年政令第 97 号)第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金等であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金等であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金等以外の貸出金等であります。

3. 貸出金等のうち、3 カ月以上延滞債権額は 530 百万円であります。

なお、3 カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から 3 月以上遅延している貸出金等で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金等のうち、貸出条件緩和債権額は 15,801 百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息

の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金等で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は78,940百万円であります。

なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は11,879百万円であります。

7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 161,880百万円

担保資産に対応する債務

預金 10,986百万円

コールマネー 19,000百万円

債券貸借取引受入担保金 2,110百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券47,104百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち保証金は609百万円であります。

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、412,730百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが410,960百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行及び一部連結子会社の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法上の路線価等に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出。

10. 有形固定資産の減価償却累計額 37,159百万円

11. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金7,000百万円が含まれております。

12. 社債には、劣後特約付社債8,000百万円が含まれております。

13. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は3,530百万円であります。

14. 1株当たりの純資産額 582円09銭

(中間連結損益計算書関係)

1. 「その他経常収益」には、株式等売却益 1,142 百万円を含んでおります。
2. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額 8,246 百万円及び株式等償却 2,834 百万円を含んでおります。
3. 1株当たり中間純損失金額 61円96銭
4. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、当中間連結会計期間は純損失が計上されているので記載しておりません。
5. 継続的な地価の下落及び貸与資産の未使用等により投資額の回収が見込めなくなったことに伴い、以下の資産について「減損損失」として特別損失に 303 百万円を計上しております。

| 場所 | 主な用途 | 種類 | 減損損失額 (百万円) |
|------|--------|-------|----------------|
| 長崎県内 | 事業用資産等 | 土地建物 | 293 |
| | 遊休資産 | 土地建物等 | 9 |
| 長崎県外 | 事業用資産等 | 土地建物 | — |
| | 遊休資産 | 土地建物 | 0 |

事業用資産については、営業店単位(ただし、個人特化店・出張所等は母店と連携して営業を行っており相互補完関係が強いので、母店と一体として)をグルーピングの単位として取り扱っております。

また、遊休資産については、各々独立した単位として取り扱っております。

なお、回収可能価額の測定は、正味売却価額及び使用価値によっており、正味売却価額は不動産鑑定評価額等に基づき算定しており、使用価値については、将来キャッシュ・フローを 2.00%で割り引いて算定しております。

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

| | 直前連結会計 年度末株式数 | 当中間連結会計 期間増加株式数 | 当中間連結会計 期間減少株式数 | 当中間連結会計 期間末株式数 | 摘要 |
|-------|------------------|--------------------|--------------------|-------------------|-----|
| 発行済株式 | | | | | |
| 普通株式 | 180,717 | — | — | 180,717 | |
| 合 計 | 180,717 | — | — | 180,717 | |
| 自己株式 | | | | | |
| 普通株式 | 2,549 | 42 | 9 | 2,582 | (注) |
| 合 計 | 2,549 | 42 | 9 | 2,582 | |

(注) 変動理由の概要

増加株式数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加 42千株

減少株式数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買増しによる減少 9千株

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

| 区分 | 新株予約権 の内訳 | 新株予約 権の目的 となる株 式の種類 | 新株予約権の目的となる株式の数(株) | | | | 当中間連結 会計期間末 残高 (百万円) | 摘要 |
|----|---|------------------------------|--------------------|----------------------|----------------------|----------------|-------------------------------|----|
| | | | 前連結 会計年度末 | 当中間連結 会計期間末 増加 | 当中間連結 会計期間末 減少 | 当中間連結 会計期間末 | | |
| 当行 | 第4回乃至第9 回無担保転換社 債型新株予約権 付社債(劣後特 約付)(平成18年 5月15日発行) (注)1 | 普通株式 | 18,427,518 | — | 18,427,518 | — | — | |

(注) 1. 平成20年4月22日開催の取締役会において平成18年5月15日に発行した第4回乃至第9

回無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）について繰上償還を決議し、平成 20 年 5 月 15 日に繰上償還いたしました。

2. 連結される子会社及び子法人等については、該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

| (決議) | 株式の種類 | 配当金の総額 | 1株当たりの金額 | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------------|-------|---------|----------|------------------|------------------|
| 平成 20 年 6 月 24 日 定時株主総会 | 普通株式 | 445 百万円 | 2 円 50 銭 | 平成 20 年 3 月 31 日 | 平成 20 年 6 月 25 日 |

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

| (決議) | 株式の種類 | 配当金の総額 | 配当の原資 | 1株当たりの金額 | 基準日 | 効力発生日 |
|---------------------------|-------|---------|-------|----------|------------------|-------------------|
| 平成 20 年 11 月 12 日 取締役会 | 普通株式 | 445 百万円 | 利益剰余金 | 2 円 50 銭 | 平成 20 年 9 月 30 日 | 平成 20 年 12 月 10 日 |

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成 20 年 9 月 30 日現在）

| | 中間連結貸借対照表 計上額(百万円) | 時価 (百万円) | 差額 (百万円) |
|------|-----------------------|-------------|-------------|
| 国債 | 42,611 | 43,126 | 515 |
| 地方債 | — | — | — |
| 短期社債 | — | — | — |
| 社債 | 49,763 | 49,623 | △140 |
| その他 | — | — | — |
| 合計 | 92,374 | 92,749 | 375 |

(注) 時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2. その他有価証券で時価のあるもの（平成 20 年 9 月 30 日現在）

| | 取得原価 (百万円) | 中間連結貸借対照表 計上額(百万円) | 評価差額 (百万円) |
|------|---------------|-----------------------|---------------|
| 株式 | 40,703 | 40,453 | △250 |
| 債券 | 583,177 | 584,834 | 1,656 |
| 国債 | 314,858 | 316,673 | 1,814 |
| 地方債 | 106,564 | 107,133 | 568 |
| 短期社債 | — | — | — |
| 社債 | 161,754 | 161,028 | △726 |
| その他 | 135,585 | 127,329 | △8,255 |
| 外国債券 | 92,266 | 88,565 | △3,700 |
| その他 | 43,318 | 38,764 | △4,554 |
| 合計 | 759,466 | 752,617 | △6,848 |

(注) 1. 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. 従来、変動利付国債については、市場価格に基づき評価を行っておりましたが、「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第 25 号 平成 20

年10月28日)が公表されたことを契機に、最近の金融市場の状況を勘案した結果、実際の売買事例が極めて少なく、また売手と買手の希望する価格差が著しいことから、当中間連結会計期間末は市場価格を時価とみなせない状況にあると判断し、合理的に算定された価額により評価しております。

これにより、市場価格によった場合に比べ、国債の中間連結貸借対照表計上額は5,918百万円、評価差額は5,918百万円それぞれ増加しております。

3. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、その他有価証券で時価のある株式について2,832百万円、その他有価証券で時価のない株式について2百万円、その他の証券について1,498百万円、合計で4,332百万円であります。

また、時価が「著しく下落し、回復する見込みがあると認められない」と判断するための基準は以下のとおりであります。

- ①時価のある有価証券は、中間連結会計期間末日における時価が30%以上下落している場合
 ②時価のない株式は、1株当たり純資産額が50%以上下落している場合

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成20年9月30日現在)

| 内 容 | 金 額 (百万円) |
|--------------------|-----------|
| 満期保有目的の債券 私募事業債 | 4,000 |
| その他有価証券 非上場株式 | 1,812 |
| 出資証券 | 404 |

(金銭の信託関係)

1. 満期保有目的の金銭の信託(平成20年9月30日現在)
 該当事項はありません。
2. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成20年9月30日現在)
 該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる当中間連結会計期間における費用計上はありません。
2. 当中間連結会計期間に付与したストック・オプションはありません。

(自己資本比率関係)

国内基準に係る連結自己資本比率 10.26 %